

府立学校における

部活動働き方改革マニュアル

～「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」の遵守の徹底について～



大阪府教育庁

R6. ver.1

Contents

はじめに ……1

これまでの取組み等 ……2

Part

I

部活動方針遵守に向けた意識改革

A 「学校の部活動に係る活動方針」のHPでの公表及び確認について ……4

B 活動計画の共有について ……5

C 校内での意識改革について ……6

Part

II

適切な部活動の運営管理と体制整備

A 年間・月間活動計画及び実績報告について ……8

B 活動計画の作成にあたって ……9

C 体罰・ハラスメント防止の徹底 ……10

Part

III

働き方改革推進のための体制整備

A 「部活動大阪モデル」について ……12

B 「部活動大阪モデル」の方向性について ……13

C 外部人材の活用について ……14

D 外部人材の効果的な活用について ……15

E 外部人材の申請について ……16



外部人材の活用にあたってのポイント ……17

参考

「部活動大阪モデル」の好事例について ……18

時間外在校等時間について ……25

マニュアル内の表記について

そのコンテンツの内容の説明です

関連する法規等（ガイドライン）の
抜粋等を記載しています

そのコンテンツの内容のうち、
特に重要な事項について
記載しています

はじめに

- 高等学校における「部活動」については、文部科学省の学習指導要領（**H29改訂**）において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる「部活動」については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」とされています。
- また、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（**H30策定**）において、「部活動」は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒どうしや生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する」とされており、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。そして、部活動顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、日本のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきたことは言うまでもありません。
- しかし、少子化が進行する中、生徒数の減少等に伴い、部活動に加入する生徒が減少の一途をたどっています。部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によってはその存続が厳しい状況にあります。さらには、教員の長時間勤務が全国的に社会問題となっております。このような状況下、教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より一層厳しくなっています。
- 国においては、スポーツ庁及び文化庁策定のガイドラインを統合、全面的に改定し、令和4年**12月27日**に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）を策定するとともに、休日における中学校の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間と決めました。
- 大阪府においては、国ガイドラインを踏まえ、平成**31**年2月に策定した「大阪府部活動の在り方に関する方針」を「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」（以下、部活動方針という）として改定（令和5年8月）し、中学校を含め、学校や地域の実情に応じた部活動改革を段階的に進めていくことをめざしています。
- また、府立学校においては、部活動における教員の負担を軽減するため、平成**30**年度から大阪府立学校部活動指導員配置事業を実施し、指導者を広く確保できるよう努めるとともに、複数校における「部活動」の合同実施を促進すべく、令和5年度から「部活動大阪モデル」を段階的に導入するなどの取組みを進めてきました。
- 一方、令和4年度の府立学校全日課程の平均時間外在校等時間は、**416.0**時間/年にのぼり、全教員のうち、**37.4%**の教員の時間外在校等時間が規則の上限である**360**時間/年を超える状況にあります。さらには、令和6年2月**19日**付け「府立学校における働き方改革の取組について（通知）」にあるように、教員対象アンケート結果における分析によると「部活動」は勤務が長時間化する要因となっている。」という結果となっています。
- 本マニュアルでは、部活動における時間外在校等時間の縮減に向けて、部活動の取組みに特化し、具体的な対応策等の内容を取りまとめており、各校での取組みの参考としていただきますようお願いいたします。

これまでの取組み等

働き方改革関連

[働き方改革ポータルサイト \(pref.osaka.jp\)](http://pref.osaka.jp)

退勤スリットの実施

H24 (2012)

「勤務時間の割り振りの変更の柔軟な運用」通達改正
【教委職企第1991号】H26.2.21

H25 (2013)

H26 (2014)

H27 (2015)

全校一斉退庁日及びノークラブデーの実施について
【教職企第1838号】H28.12.7

H28 (2016)

H29 (2017)

府立学校における働き方改革に係る取組みについて
H30.3

H30 (2018)

R01 (2019)

「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」等

R02 (2020)

教職員の時間外勤務の適正管理について (通知)
【教職企第1491号】R4.7.8

R04 (2022)

府立学校における働き方改革の取組について (通知)
【教職企第2542号】R6.2.19

R05 (2023)

部活動関連

部活動の位置づけ及び教職員の服務上の
取扱いの改訂について (通知) 【教委高第2149号】H24.7.31

運動部活動での指導ガイドライン (5月文部科学省)

部活動指導員の位置付け

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(通知) スポーツ庁H29.3.14

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインスポーツ庁H30.3

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン文化庁H30.12

大阪府部活動の在り方に関する方針大阪府教育委員会H31.2

部活動の適正な運営について (通知) 【教保第2211号】R1.2

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてスポーツ庁R2.9

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する
総合的なガイドラインスポーツ庁R4.12

「部活動大阪モデル」合同部活動に関するガイドライン【教保第2211号】R5.2

大阪府における部活動等の在り方に関する方針【教保第2008号】R5.8.28

Part
I

部活動方針遵守に向けた意識改革

A



「学校の部活動に係る活動方針」のHPでの公表及び確認について

B



活動計画の共有について

C



校内での意識改革について

「部活動方針」p3

1 適切な運営のための体制整備

- (1) イ 校長（府立学校にあつては准校長も含む。以下同じ。）は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」（府立学校においては本方針）に則り、**毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。**
ウ 部活動顧問は、**年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。**
- (2) ウ 校長は、**毎月の活動計画及び活動実績の確認等**により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行えるよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組み

- (1) ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施にあつては、運動部、文化部に関わらず、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。
エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、適切な指導を行う。

部活動方針遵守に向けた意識改革

「学校の部活動に係る活動方針」のHPでの**公表**及び**確認**について

部活動の活動内容については、生徒・保護者の関心が高く、学校としての方針及び各部活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定し、生徒・保護者の理解を得ることが重要です。こうした観点から、国のガイドラインにおいて、各学校における部活動に係る活動方針の公表が義務付けられ、大阪府においても「大阪府部活動の在り方に関する方針」（従前の府の方針）が公表された平成31年2月には、すべての府立学校のHPに、自校の活動方針が掲載されました。

HPをリニューアルした学校や、活動方針を変更した学校においては、その都度最新の活動方針がHPに掲載されていることを確認してください。なお、府の部活動方針にも記載されている[運動部活動での指導のガイドライン\(平成25年5月\) \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)を参考にしてください。

「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）（抜粋）

P5 4. ③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう**〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉**

- 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主的、自発的な参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。
各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、**生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要**です。
この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。
- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、**活動の期間や時間等を明確**にした計画を作成して、**入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要**です。
- 目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどにより、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれます。
また、活動をととして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれます。

B  活動計画の共有について

顧問の先生→校長先生 年度当初に「年間活動計画」、月ごとに「月間活動計画」と「実績報告」を提出
※府教育庁から、提出を求められることがあります

「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）（抜粋）

P5 4. **③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう**

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

- 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにすること、生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。
厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することは異なるものです。**年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。**これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。

◆ 生徒にとっても、顧問の先生にとっても無理のない計画となるようにすることが重要です。

【例1】 シーズンON、OFFに分けて練習計画を策定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試合期			試合期			試合期			シーズンOFF		

※ 試合期の前には、調整のための練習試合を多く取り入れ、シーズンOFFには土日休養日とする。

【例2】 公式戦が終了した6月中旬～定期考査期間までの週休日等を休養日とする

6/16	6/17	18	19	20	21	22	23	24	6/25～7/1	7/2～7/8
公式戦	月	火	水	木	金	土	日	月	考査1週間前 部活動OFF	定期考査
	OFF	練習	OFF	練習	練習	OFF	OFF	OFF		

部活動方針遵守に向けた意識改革



校内での意識改革

各種競技の指導手引きの、「競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例」、「効果的な練習方法」、「指導上の留意点」、「安全面の注意事項」等をうまく活用し、合理的な練習メニューや適切な指導を行うことが大切です。また、熱中症予防のために、気温が下がる早朝練習や夕方の時間から部活動を行う場合は、勤務時間の割り振り変更を行うことで時間外在校等時間の縮減につながります。さらに、各部活動の練習日程等の掲示、下校時刻の設定等、部活動方針の遵守に向けた学校全体での取り組みも必要です。

「部活動方針」p4 2 合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組み

(1) Ⅰ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、**中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引**（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、適切な指導を行う。

オ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察等の健康管理を徹底する。その際、環境省・気象庁の「熱中症警戒アラート」や、暑さ指数（WBGT）を確認し、行動の目安にするとともに、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に事故防止対策を講じる。

※ 中央競技団体がHPにおいて、運動部活動用指導手引を作成しています。主に中学校用に作成されていますが、参考にご活用ください。
[運動部活動用指導手引：スポーツ庁 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

※ 熱中症予防のため、気温の高い日中の時間を避け、「早朝」「夕方」等に活動をする事も考えられます。その際は、勤務時間の割り振り変更（いわゆるズレ勤）を行うことで、時間外在校等時間の縮減も可能です。



Part
II

適切な部活動の運営管理と体制整備

A



年間・月間活動計画及び実績報告について

B



活動計画の作成にあたって

C



体罰・ハラスメント防止の徹底

「部活動方針」p3

1 適切な運営のための体制整備

- (1) エ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。
- (2) ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者等の適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

2 合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組み

(2) 体罰・ハラスメント防止の徹底

学校部活動においては、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰・ハラスメントは、直接受けただけの生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、引き続き、それらを行わないよう徹底する。

Part II

適切な部活動の運営管理と体制整備

A 年間・月間活動計画及び実績報告について

これまで年間活動計画についてはワードファイルでの報告、月間活動計画についてはエクセルファイルでの報告となっており、入力形態が異なるため作業が煩雑になるとのご意見がありました。そこで、両方の活動計画を一つのエクセルファイルに統合し、休養日の設定や時間管理等、計画及び実績を入力しやすいものとなりました。

学校行事欄も設けていますので、各校の行事をコピーするなどして使用してください。

年間活動計画について

変更前	
ファイル形式	ワードファイル
入力方法	休養日等の日数を都度入力

月間活動計画及び実績報告について

変更前	
ファイル形式	エクセルファイル
月ごとの計画	ひと月ごとにファイルを作成
入力方法	プルダウン

エクセルファイルに統合

変更後	
ファイル形式	エクセルファイル
入力方法	月間活動計画から年間活動計画へ反映
月ごとの計画	一つのファイルに4月～3月まで
入力内容	内容変更（具体的な時間の記入）
その他	客観的な時間把握が可能

【再掲】

顧問の先生→校長先生 年度当初に「年間活動計画」、月ごとに「月間活動計画」と「実績報告」を提出

※府教育庁から、提出を求められることがあります



活動計画の作成にあたって

- 計画の作成にあたっては、部活動方針に基づいた計画をお願いいたします。
- 行事予定表と部活動方針を照らし合わせて年間活動計画を作成してください。
 - 週あたり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日
 - 例) 原則、平日水曜日と日曜日を休養日と設定
 - ※ 体育館等施設の関係上、**使用する曜日を調整して休養日を設定する等各校の状況に応じて工夫**することも考えられます。
 - 平日は2時間程度、休日は4時間程度の活動時間と設定（ただし、長期休業期間中は4時間と設定）
 - 例) 平日は**16時**から部活動を開始し2時間活動したとすると、時間外在校等時間は、+1時間（勤務時間**17時**までを想定）
 - 例) 休日については、活動時間そのものが時間外在校等時間に積算されるため注意
 - ※ 「程度」と記載がありますが、**活動時間はその時間以内での設定**となるような部活動を実施してください。
 - 休養日は、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を合わせ、**年間で104日以上を設定**してください。
 - ※ 行事予定表を確認し、定期考査期間やお盆・年末年始等予め休養日の日数を数え、適切な設定をお願いいたします。
 - ※ **104日（52週×2日）**のうち、休業日に**52日以上**の設定をお願いいたします。
- シミュレーションでは、部活動方針どおりに活動すると、時間外在校等時間は**360時間**以内となります（部活動のみに限る）。

用語解説

- ・休養日 → 部活動を行わない日
- ・休業日 → 授業日及び学校行事日以外の日

「部活動方針」p3 3 適切な休養日等の設定

ア 学校部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

（抜粋）【高等学校】

- 休養日の設定は以下のとおりとする。
 - ・週あたり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、練習試合や大会等で困難な場合にあっては、全校一斉の定時退庁日等による週1日以上休養日と学校全体で学校部活動を行わない日（定期考査期間等）を合わせ、年間で**104日**以上設定する。
 - ・週末の休養日は原則として月あたり2日以上となるよう設定する。
- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- 学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- 長期休業中については、生徒が十分な休養を取ることができ、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

適切な部活動の運営管理と体制整備

C 体罰・ハラスメント防止の徹底

(公財) 全国高等学校体育連盟によると、体罰根絶全国共通ルールの適用件数は、令和4年度は37件と令和3年度の17件を大きく上回っており、未だ体罰根絶に至っていない状況です。また、体罰のみならず、暴言等のハラスメントといった不適切な指導についても防止できるよう、校内においてもその取組みが徹底されるようお願いいたします。

[体罰根絶全国共通ルールの制定について\(通知\)](#) 及び [Q & A \(zen-koutairen.com\)](#)

また、(公財) 日本スポーツ協会 (JSPO) は、平成25年、スポーツ界から暴力、暴言、ハラスメントなどの不適切行為を根絶するため、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」(根絶宣言)を出しました。根絶宣言から10年を機に「スポハラ」のない社会を目指し、根絶宣言を採択した団体等が決意を新たに「NO! スポハラ」活動に取り組みます。

[NO! スポハラ \(japan-sports.or.jp\)](#)

「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省) (抜粋)

P11 4. ⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

【体罰等の許されない指導と考えられるものの例】

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
(例) ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

Part
III

働き方改革推進のための体制整備

- A  「部活動大阪モデル」について
 - B  「部活動大阪モデル」の方向性について
 - C  外部人材の活用について
 - D  外部人材の効果的な活用について
 - E  外部人材の申請について
-  **Point** 外部人材の活用にあたってのポイント

「部活動方針」p3 1 適切な運営のための体制整備

(2) ア **校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者等の適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。**

「部活動方針」p6 5 「部活動大阪モデル」の推進

府教育委員会においては、生徒の多様な活動機会の確保のため、府立高等学校を対象とした複数校における学校部活動の合同実施を促進すべく、令和5年度から「部活動大阪モデル」を段階的に導入する。運用については、「部活動大阪モデル」合同部活動に関するガイドライン（令和5年2月）による。

働き方改革推進のための体制整備

A 「部活動大阪モデル」について

「部活動大阪モデル」導入の意義

少子化による生徒数が減少している中、部活動の「学びの場」としての教育的意義に鑑み、「**少人数の部活動の活性化を図る**」こと、「**生徒どうし、生徒と指導者等との多様な交流の場を確保する**」こと、また持続可能な部活動運営を行うため、「**部活動に携わる教員の負担を軽減する**」ことが必要となり、「複数校による部活動の合同実施（「部活動大阪モデル」）を導入することとなりました。（令和4年11月）

実施のイメージ及びペアリング校一覧

ペアとなった2校が合同で部活動を行い、一方の学校の教員の付添いを不要とすることにより、当該教員の負担を軽減



専門的な指導ができる顧問がない場合等、部活動指導員を配置



ペアリング校		ペアリング校		ペアリング校	
東淀川	柴島	大正白稜	泉尾工業	東住吉	東住吉総合
渋谷	園芸	淀川工科	芦間	平野	松原
豊島	千里青雲	枚方	枚方なぎさ	河南	金剛
淀商業	西野田工科	香里丘	いちりつ	狭山	堺東
桜和	東	門真西	門真なみはや	美原	農芸
茨木西	吹田東	野崎	緑風冠	藤井寺	藤井寺工科
吹田	千里	布施	布施工科	金岡	東百舌鳥
三島	阿武野	花園	みどり清朋	堺西	福泉
高槻北	芥川	かわち野	布施北	堺上	鳳
大冠	槻の木	山本	八尾北	泉大津	伯太
福井	茨木工科	阿倍野	工芸	信太	和泉総合
旭	都島工業	阪南	教育センター附属	佐野	佐野工科
茨田	城東工科	今宮	今宮工科	貝塚南	貝塚
港	市岡	生野工業	大阪ビジネスフロンティア		

生徒の活動の機会を確保するとともに、専門的な指導が受けられる環境も確保

※部活動指導員を積極的に活用してください（指導者が見つからない場合は保健体育課に相談）

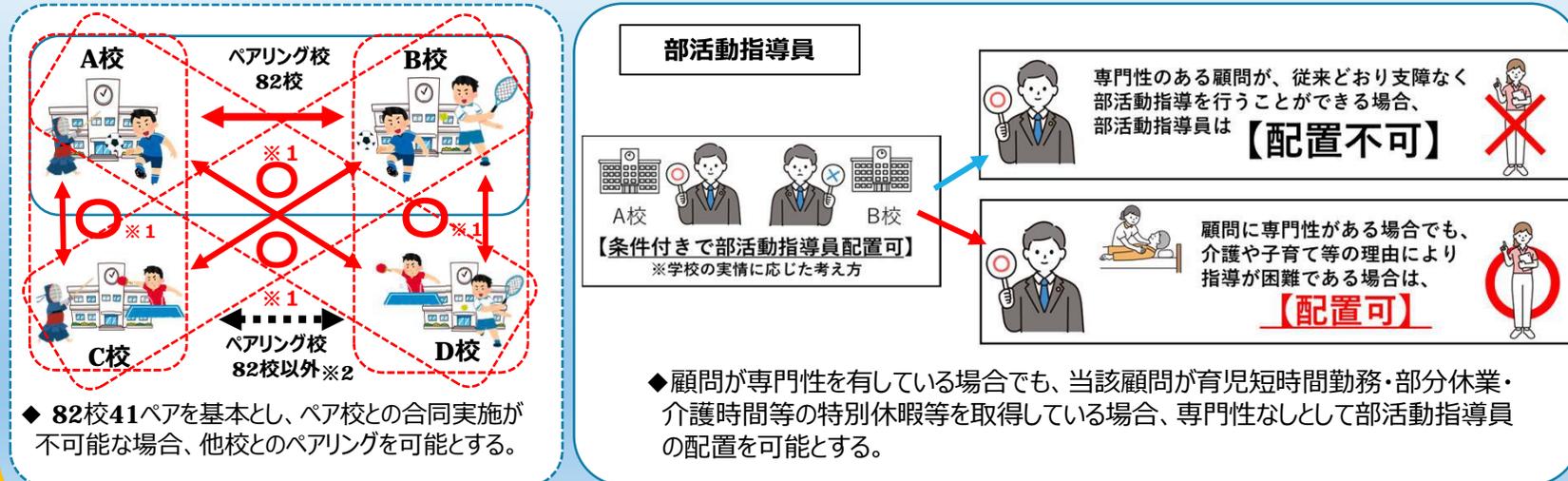
働き方改革推進のための体制整備

B 「部活動大阪モデル」の方向性について

- 令和5年度から「部活動大阪モデル」を82校41ペアにおいて実施（好事例については、参考ページ参照）しましたが、そのペアリング校間で、
 - 同様の部活動がない
 - 相手校の部活動に部員がいなくなった
 - 相手校の部活動だけでも人数が多いなど、そもそも**合同部活動が実施できない部活動**も一定数ありました。
- そのため、「部活動大阪モデル」のペアリング校に指定されたとしても、部活動指導員が配置されない等、顧問の先生方の負担を軽減することができない状況も生まれたため、令和6年度以降の方向性として以下の通り柔軟に運用することといたしました。

令和6年度～（運用条件緩和）

- ◆ ペア校に部活動が無い等の理由によりペア校との合同部活動実施が困難な場合、ペア校以外との合同部活動も「部活動大阪モデル」として認め、部活動指導員を配置することができる。



- ◆ 82校41ペアを基本とし、ペア校との合同実施が不可能な場合、他校とのペアリングを可能とする。

- ※ 1 ペアリング校どうしのA校とB校で合同部活動が実施できない場合、ペアリング対象校以外の学校と合同部活動を実施する場合は、必要に応じて「部活動大阪モデル」の部活動指導員を配置
- ※ 2 ペアリング校82校以外の学校どうして合同部活動を実施する場合については、従来の【合同部活動協定書】が必要
部活動指導員の配置が必要な場合については、大阪モデル以外の部活動指導員を配置

働き方改革推進のための体制整備

外部人材の活用について

部活動に関する外部人材には、「部活動指導員」と「外部指導者」の2種類の配置事業があります。両者の特長を理解したうえで申請してください。申請にあたりご不明な点がある場合は、別途、保健体育課にご相談ください。

- ◆ 顧問のなり手がなくて困っている → **部活動指導員**
- ◆ 付添いしてくれる顧問はいるが、生徒たちが技術指導を求めている → **外部指導者**

府教育庁では、部活動における外部人材の活用として、「部活動指導員」（大阪府部活動指導員配置事業）及び外部指導者（学校等社会人活用事業（運動部活動外部指導者派遣事業））を配置しています。

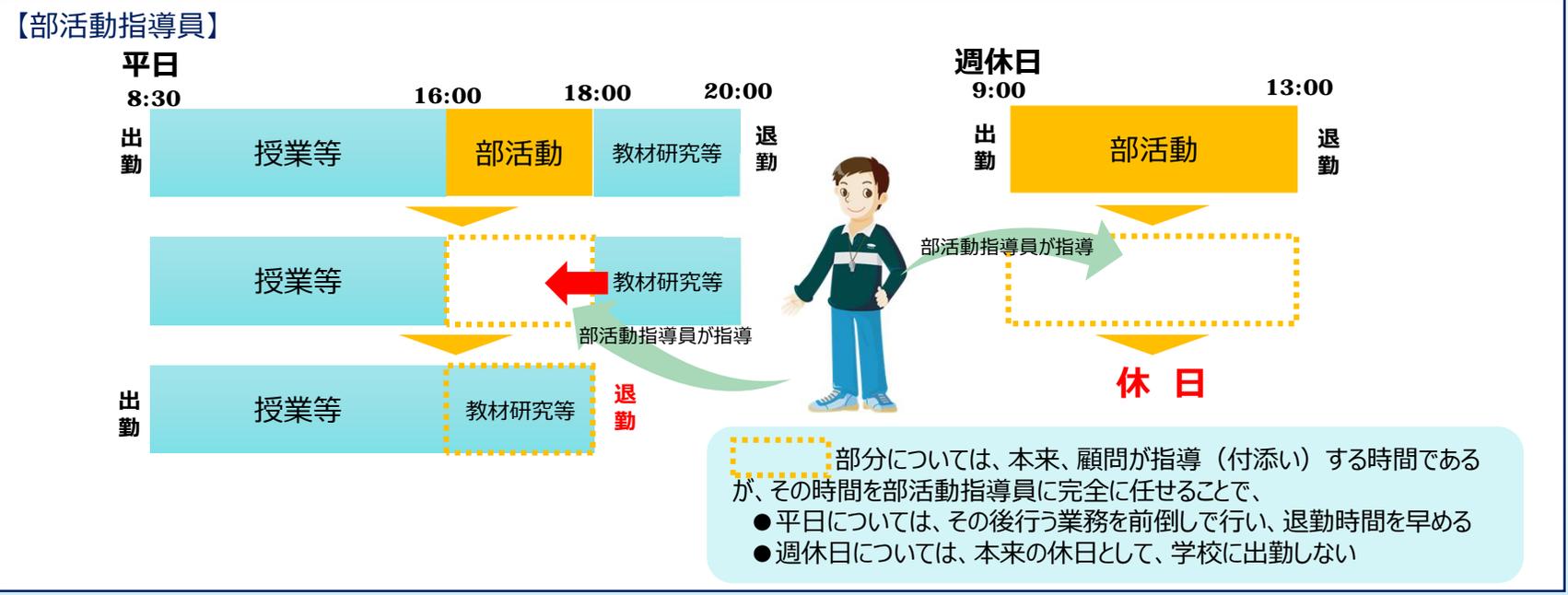
- 「部活動指導員」と「外部指導者」の違いは以下のとおりです。

部活動指導員	外部指導者
<p>【目的】教員の負担軽減</p> <p>教員の部活動による長時間勤務の削減、専門的指導をすることができないことによる心理的負担の軽減をはかるために指導員を配置する制度。</p> <p>学校職員として位置づけ、教員が行う部活動指導全般を担う。また教員の付き添いなく、部活動指導員のための付添いで練習や試合が可能。（会計年度任用職員）</p> <p>労働者災害補償保険が適用</p> <p>教員経験者や実技指導の経験を有する指導者が対象</p>	<p>【目的】生徒の競技力向上</p> <p>部活動にかかる指導において、当該校の教員以外に、補助的な立場で活動を支援する人材を広く活用する制度。</p> <p>ボランティアとして、技術指導を担う。休日の練習については、顧問の付添いが必要。</p> <p>（運動部）スポーツ安全保険に加入 （文化部）非営利・有償活動団体保険に加入</p> <p>当該校の卒業生や学生なども対象とし、幅広い人材を活用</p>
<p>【報酬】1,600円/時 【配置時間】100~400h （指導員の状況や学校の活用状況を勘案）</p> <p>※民間で働いている方の場合、兼職兼業（事業主）の許可が必要 ※非常勤講師を活用するの也可</p>	<p>【謝金】（運動部）2,650円/回 （文化部）3,000円/回 【派遣回数】（運動部）30回/年 （文化部）1校あたり上限20回/年</p> <p>※非常勤講師を活用するの也可 ※府の予算の範囲内で派遣</p>

Part III

働き方改革推進のための体制整備

D 外部人材の効果的な活用について



部活動指導員には、顧問の先生に代わって部活動指導をしていただきます。
 ※基本的には、顧問の先生は本来その部活動にかかる時間を別の業務にあてるなどして、時間軽減に努めてください。
 ※休日の部活動も、部活動指導員に任せることができます。

参考ページを参照

【部活動指導員の効果的な活用例】(p21-22)

- 例 1 : アスレチックトレーナーを部活動指導員として活用する方法
- 例 2 : 近隣の中学校や他校で指導している部活動指導員を活用する方法
- 例 3 : 顧問は技術指導ができる教員だが、分掌長などで部活動指導に従事する時間がないため部活動指導員を活用する方法
- 例 4 : 部員が多い部活動のため、顧問と分担するために部活動指導員を活用する方法

【外部指導者の効果的な活用例】(p23)

- 例 1 : トレーナーを外部指導者として活用する方法
- 例 2 : 合同部活動実施の際に、外部指導者に技術指導をお願いする方法

働き方改革推進のための体制整備



外部人材の申請について

外部人材の申請については、以下のとおりです。

部活動指導員		外部指導者
前年度末3月中旬に配置申請の通知 申請〆切 当該年度の4月初旬	申請時期 〆切時期	前年度末3月下旬に派遣依頼申請の通知 申請〆切 当該年度の4月初旬
※新年度の顧問の体制が決まってから申請できるようにこの時期に設定しています。		※部活動指導員と外部指導者を同一人物で兼ねることはできません。
当該年度の5月初旬	決定通知時期	当該年度の5月初旬
多くの学校から、4月当初から配置してほしい旨連絡をいただきますが、予算の関係上、申請の総数を把握してから時間等配分するため、この時期となります。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。		
<ul style="list-style-type: none"> 申請した部活動に時間数を配当 継続申請は、予算の範囲内で、前年度の実績等を勘案（実績報告書を確認し、配当時間を決定） 新規申請は、顧問の時間数削減見込みが多い部活動を優先 	配置基準 派遣基準	【運動部】 1人あたり 30回 （学校で回数指定は不可） 申請人数の上限はナシ （予算の範囲内で複数派遣できることもあります） 【文化部】 1校あたり上限 20回
部活動指導員バンク（保健体育課所掌）への登録が必要 大阪府／府立学校部活動指導員について (osaka.lg.jp)	登録について	大阪府学校支援人材バンク（教務G所掌）への登録が必要 大阪府／大阪府学校支援人材バンクについて (osaka.lg.jp)

よくある質問

- Q 2つの事業の申請時期が同じため、同じ人を部活動指導員と外部指導者の両方に申請したいが構わないか？
（部活動指導員が配置されなければ、せめて外部指導者を活用したい）
- A どちらにも申請することは可能です。ただし、同一人物で両方を兼ねることはできないため、当課で部活動指導員と決定した場合、外部指導者の申請はこちらで取り消しさせていただきます。
- Q 「部活動大阪モデル」の予算で活用していただきたいが、対象の82校の中に入っていない。十分な時間数を措置してもらえるのか？
- A 対象の82校でなくても、「部活動大阪モデル」の趣旨に合えば、その予算の範囲内で配置することは可能です。保健体育課にご相談ください。
- Q 部活動指導員を配置して、教員の負担を軽減したいが、指導者が見つからない。保健体育課が探してくれるのか？
- A 部活動指導員バンクに登録されている方を紹介させていただきますので、保健体育課にご相談ください。

働き方改革推進のための体制整備



外部人材の活用にあたってのポイント

● 外部人材を活用する際は、以下の点に注意してください

- ① 外部人材については、**学校部活動を十分に理解している方を活用**するようにしてください。
※特に、部活動指導員については、単独での引率が可能であることも踏まえ、顧問としての職務を理解してもらう必要があります。

28ス庁第704号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（平成29年3月14日）

第2 留意事項 3 部活動指導員の任用

部活動指導員の任用に当たっては、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とする。

- ② 部活動指導員を選考する際には、必ず面接（校長・准校長・教頭・事務部長・事務長のいずれか1人を含む2名以上）を行い、部活動指導に従事いただく前には、**学校において研修**を行ってください。

※特に、これまで当該校との関わりがない方をお願いする場合、これから指導していただく部活動について、顧問も含め、現在の状況を詳細に伝える必要があります。

- ・ 部員数（学年別人数等含む）
- ・ 直近の大会等の成績（生徒の目標や技術等のレベル）
- ・ 学校におけるその部活動の位置づけ
- ・ 部員の参加状況や積極性 等

※指導者のその競技に対する考えや指導方針等とマッチしない場合は、トラブルにつながる恐れもあります。

➡そのため指導当初は、指導員と生徒の信頼関係が構築されるまで、顧問の先生も一緒に部活動に付添う等の配慮も必要です。関係の構築後は、部活動指導員に単独で指導してもらうようにしてください。

【参考】

一般職非常勤職員事務マニュアル（パートタイム会計年度任用職員）（教育庁教育振興室）
府立学校部活動指導員配置事業 校内研修マニュアル（大阪府教育庁教育振興室保健体育課）

「部活動大阪モデル」の好事例について

ヒアリング及びアンケート結果から

参考

◆ 施設の有効活用



体育館等の施設が工事中



体育館が部活動でいっぱい
(割当がない、使用できない)



活動場所が空調未設置



体育館等の施設を有効に活用することが可能



◆ 顧問の付添いナシ



A校、B校で合同部活動。A校の顧問が専門的指導

ペアリング校による合同部活動



B校

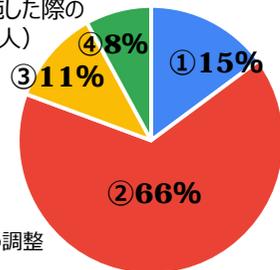


B校の顧問は休日

合同部活動を実施し、負担が減ったと回答した教員のほとんどが合同部活動を複数回実施しています。
※実施当初は、活動の調整や生徒等の情報共有で一緒に付添う必要がありますが、回数を重ねていくことで、一方の顧問にお願いし、負担を軽減できたという状況もでてきています。

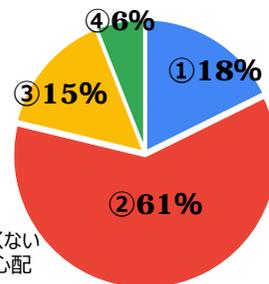
◆ 教員アンケートから

問) 相手校で合同部活動を実施した際の付き添いの有無 (回答114人)



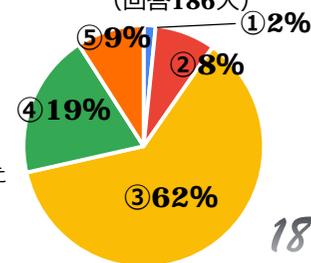
- ①今は行っていない
- ②必ず行っている
- ③今は行っているが今後行かないよう調整
- ④その他

問) 付き添った理由 (回答79人)



- ①自分が技術指導するため
- ②事故や怪我の対応で相手校に負担をかけたくない
- ③配慮を要する生徒がいる等、生徒指導面の心配
- ④その他

問) 合同部活動実施後の部活動への負担感の変化 (回答186人)



- ①負担は大変減った
- ②負担は減った
- ③変わらない
- ④負担は増えた
- ⑤負担は大変増えた

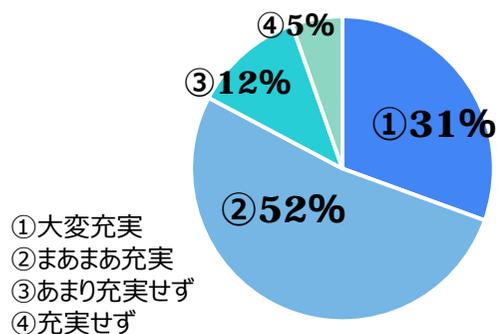
「部活動大阪モデル」の好事例について

ヒアリング及びアンケート結果から

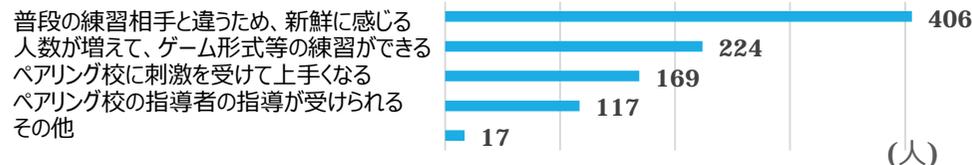
参考

生徒アンケート結果 対象：合同部活動を1回でも実施した部員（回答931人）

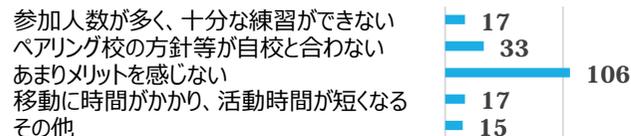
問) 実際に合同部活動を実施してどうでしたか
(回答712人)



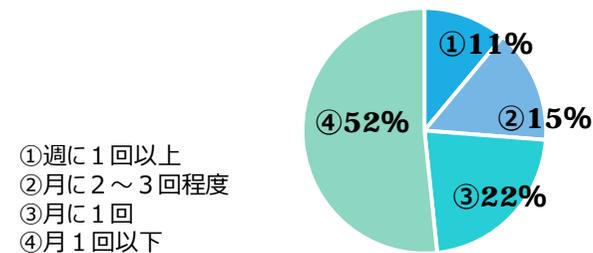
問) 実際に合同部活動を実施して充実した理由 (回答597人) (複数回答可)



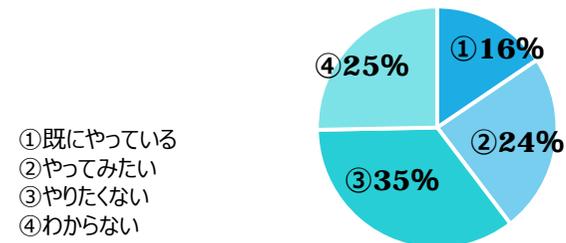
問) 実際に合同部活動を実施して充実しなかった理由 (回答138人) (複数回答可)



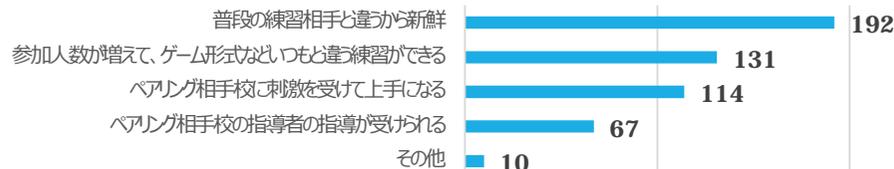
問) これまでにペアリング相手校との合同部活動を
何回やりましたか (回答700人)



問) 授業がある平日も合同部活動をやりたいですか
(回答812人)

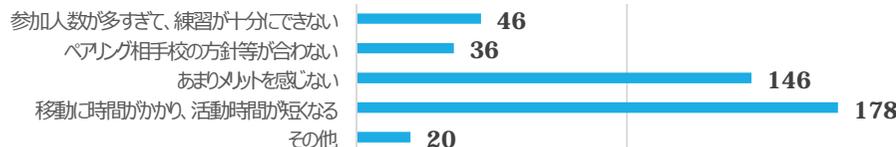


問) 合同部活動を平日にもやっている or やってみたい理由 (回答327人) (複数回答可)



- 仲がよくなったのでいい雰囲気です部活ができるから
- 技術指導してもらえるので
- ゲーム練習を沢山したい
- 人数が増えることで部活の雰囲気が良くなる

問) 合同部活動を平日にやりたくない理由 (回答313人) (複数回答可)



- 相手校との連絡に時間を使う
- 楽器の運搬の費用、負担
- 平日より休日の方が時間があってたくさんできるから
- 片付けなどにより通常練習より遅い時間に帰宅しなければならぬため
- 平日やるほどではない
- 本番等が多いため合同練習をする余裕が持てない

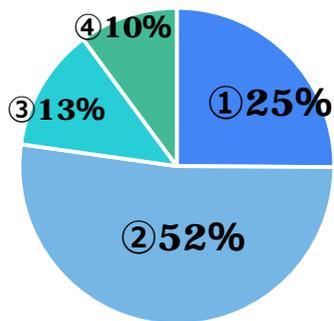
「部活動大阪モデル」の好事例について

ヒアリング及びアンケート結果から

参考

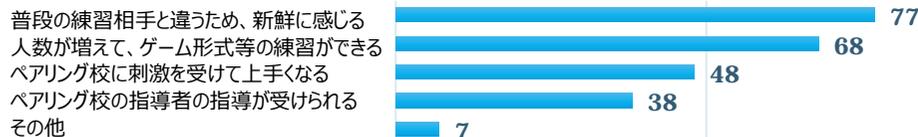
教員及び部活動指導員アンケート結果 対象：82校41ペアの部活動主顧問及び部活動指導員（回答：727人）

問) 実際に合同部活動を実施してどうでしたか
(回答167人)



- ① 大変充実
- ② まあまあ充実
- ③ あまり充実せず
- ④ 充実せず

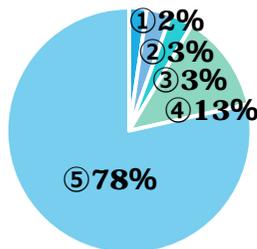
問) 実際に合同部活動を実施して充実した理由 (回答130人) (複数回答可)



問) 実際に合同部活動を実施して充実しなかった理由 (回答48人) (複数回答可)

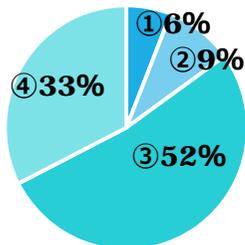


問) これまでにペアリング相手校との合同部活動を
何回やりましたか (回答723人)



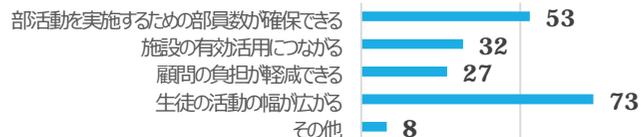
- ① 週に1回以上
- ② 月に2~3回程度
- ③ 月に1回
- ④ 月1回以下
- ⑤ 実施していない

問) 授業がある平日も合同部活動をやりたいですか
(回答658人)



- ① 既にやっている
- ② やってみたい
- ③ やりたくない
- ④ わからない

問) 合同部活動を平日にもやっている or やってみたい理由 (回答327人) (複数回答可)



- 本校に来てもらうだけで特に負担はない
- 自身が放課後の指導時間を確保するのが難しいため
- 本校の練習場所に冷房がなく暑すぎるので、熱中症対策のために夏場はペアリング校で常に実施したい
- 練習場所が少ないので、授業終了時間が異なる日に実施。ただルールの整備はまだ必要だと感じました
- 部員が積極的に相手校の生徒と練習したいと熱望したため

問) 合同部活動を平日にやりたくない理由 (回答313人) (複数回答可)



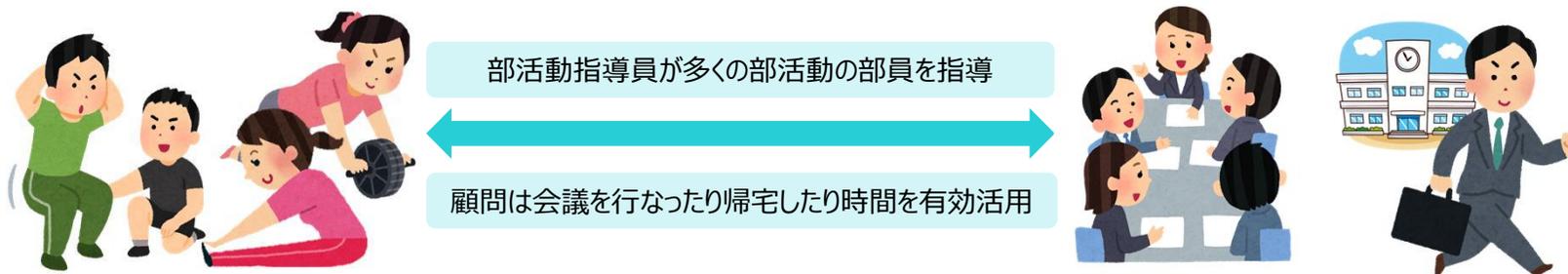
- 活動内容が個別
- 作品を移動することができない、現実的でない
- 相手校と部活動に対する熱量の差がありすぎる
- 活動時間に制限がある中、わざわざ移動する意味がない。また、方針がお互いに異なるため
- 指導内容が異なるから
- 流派が異なるので、一緒に活動できない
- 必要な練習ができない。舞台道具も運べない
- 目標が違う
- ケガやトラブルを考えると付き添いが必要であり、公務に支障が出る
- 現在の活動状況で負担を感じていない
- 移動中のケガ等が気になる
- どちらにも指導者がいるので移動する必要がない
- 自校の活動だけで、部員は楽しんでいる
- 帰宅時間がさらに遅くなり、勤務時間が増える
- 合同で実施する方が仕事が増え負担が増える

外部人材の効果的な活用について

参考

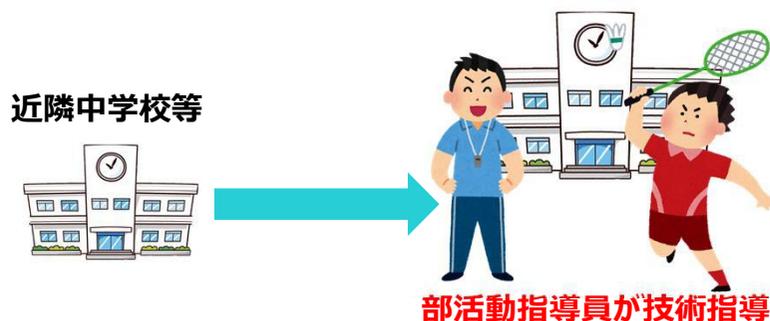
【部活動指導員】

【例1】今までは、個別の部活動を対象に配置していたが、例えば週に一度、学校の部活動生徒を集め、アスレチックトレーナーを招き、一斉にトレーニング指導をするような場合、そのトレーナーを部活動指導員として任用することで、**参加した部活動の顧問全員の時間外在校等時間が縮減される**のであれば、その学校に部活動指導員を配置



【部活動指導員】

【例2】他校もしくは、近隣地域の中学校において指導している部活動指導員に来てもらい、指導してもらうことで顧問の負担を軽減



- 特に、部活動指導員が見つからない場合、近隣の中学校や他校で指導している部活動指導員を活用することで、生徒の技術指導及び教員の負担を軽減

→ 他校での指導がない日に来てもらうこととなるため、日程調整等が必要です。

- 近隣中学校や他校との合同練習（合同部活動含む）の実施もスムーズに

※注意 部活動指導員の勤務時間が重ならないように調整する必要があります。
また、合同部活動を実施する場合は、その日が、どちらの学校での雇用となるのかを事前に明確にしておく必要があります。
→ 報酬の支払い上の問題が生じるため
ただし、市町村立中学校で部活動指導員を任用しているかどうかは、自治体によって異なります。

外部人材の効果的な活用について

参考

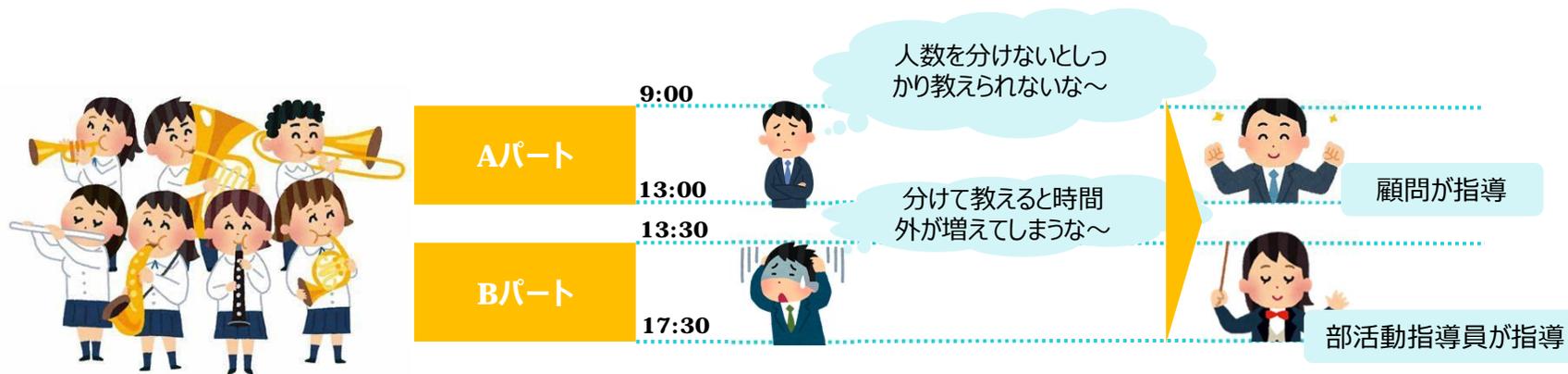
【部活動指導員】

【例 3】技術指導が可能な顧問教員であっても、**分掌長の業務や育児短時間勤務等で指導する時間が確保できない場合等**には、部活動指導員を配置し、当該教員の負担を軽減（これまでは、顧問教員に専門指導「無」の場合に限って配置していました）



【部活動指導員】

【例 4】部員が多い部活動において、生徒の活動機会が確保できないため、パートに分けて練習すると、顧問教員の時間外在校等時間が増加するため、それを防ぐために部活動指導員を配置し、教員の負担を軽減



外部人材の効果的な活用について

参考

【外部指導者】

【例1】顧問の教員が技術指導に携わり、**スポーツ外傷予防のためのトレーナーを外部指導者として招き**、部員をサポート



教員が技術指導を行い、外部指導者としてトレーナーを招き、部員をサポート



- けがをして、練習には参加できないところを、別トレーニングにてサポート
- テーピングなどでけがを予防したり、けがから練習にスムーズに復帰できるようにサポート

【外部指導者】

【例2】「部活動大阪モデル」や学校間連携による合同部活動の実施の際は、顧問の教員の付添いは不要であるものの、技術指導に不安がある場合は、外部指導者をお願いし、生徒への技術指導を担保



顧問は休日

合同部活動



外部指導者は技術指導

A校とB校の合同部活動
両校顧問は専門性無し、B校での合同部活動でB校顧問は付添い、A校顧問は休日
A校の外部指導者がA校B校の生徒に対して技術指導を行うケース



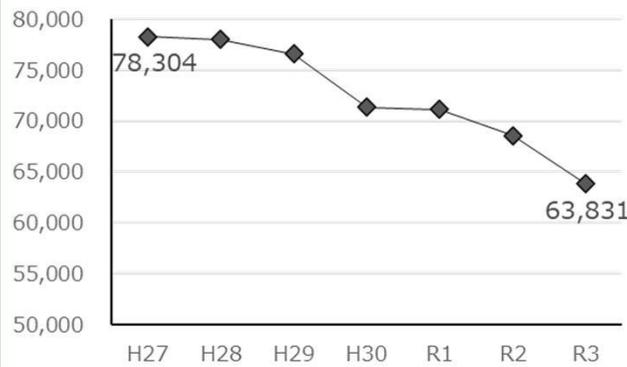
顧問は付添い

学校における適正な部活動数について

参考

【現状】

「府立高校において部活動に加入する生徒数の経年変化」



◆ 少子化の影響による生徒数の減少に伴い、部活動に加入する生徒が減少。このため、部員数が少ない部活動が増加傾向、部員数0の部活動も増加傾向。

府立高校（全日制）の平均部活動数は、
運動部**14.2**部、文化部**13.1**部（令和5年度）となっています。
府教育庁においては、部活動数の適正な数の具体的基準は示していませんが、部活動方針に記載のとおり、教員数や外部の指導者の配置状況等を鑑み、部活動数を適正化していく必要があります。

令和4年度 第2回総合教育会議 資料より抜粋

【他府県の取組み】

- 【茨城県】…各部活動に顧問教員（管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員を除く）を原則複数人数配置できる部活動数とする。
【例：教員が30人（管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員を除く）の場合、15部活動以下が望ましい。】
※同じ種目で男女一緒に活動している場合は1部活動、別に活動している場合は2部活動とする。
※時限的活動または大会時のみの活動のため、特設部を設置している場合は、引率をする教員は必要であるが、顧問教員（教職員）は配置しなくてよい。
- 【群馬県】…校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保し、適正な数の部*を設置するとともに、この方針を生徒や保護者に明確に示す。
* 適正な数の部とは、原則として教職員1名が1つの部のみ担当し、1つの部には2名以上の顧問を配置することができる部活動。
- 【福井県】…「中学校においては、1つの部活動を複数体制で指導できるよう、教員のおおむね2分の1の数になるように見直しを行う。」と示している。
(学校部活動および新たな地域クラブ活動のあり方等に関する方針 令和5年3月 福井県教育委員会)

時間外在校等時間の考え方について

参考

■ケース1



◆出勤時間 8:00 退勤時間 20:30 ◆勤務時間 8:30~17:00 (休憩時間12:15~13:00) の場合、
朝30分+所定の勤務時間終了後、3時間30分 = 時間外在校等時間**4時間**

■ケース2



◆出勤時間 8:00 退勤時間 16:00 ◆16:00~校外において部活動、19:00に終了
◆勤務時間 8:30~17:00 (休憩時間12:15~13:00) の場合、

朝30分は自己申告により除外、スリット後は自己申告により入力3時間 = 時間外在校等時間**2時間**

- 時間外在校等時間：出退勤のスリットの時間から、所定の勤務時間（休憩時間含む）を差し引いた時間
※勤務時間外における自己研鑽、業務外の時間及び休憩時間を除く（自己申告による）

●第2次大阪府教育振興基本計画（前期事業計画）成果指標

全日制課程の教育職員の年間1人あたりの平均時間外在校等時間	360時間以内
年間時間外在校等時間が360時間を超える教育職員	前年度より減少